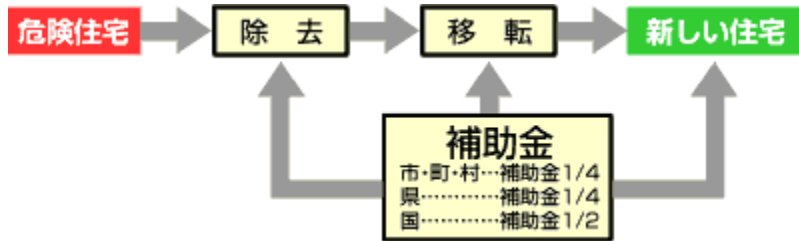


# がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

## 1. 制度内容

がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対して補助金を交付する制度です。

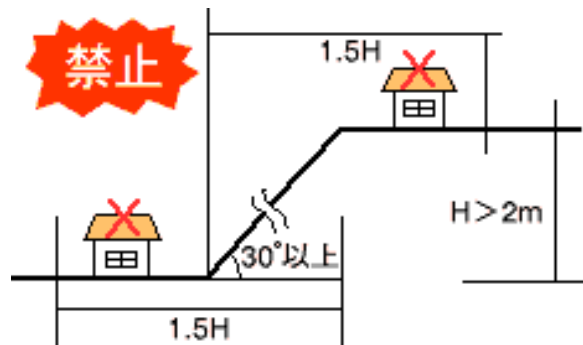


## 2. 補助対象

がけ地の崩壊等により危険が著しいため、以下の①から⑤までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅を危険住宅といいます。

- ① 建築基準法第39条第1項に基づく島根県建築基準法施行条例第2条の規定により指定された災害危険区域
- ② 建築基準法第40条の規定に基づく島根県建築基準法施行条例第4条の規定により建築を制限されている区域【条例制定(昭和35年10月4日)前に建築された住宅に限る】
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、③に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- ⑤ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

【②の区域におけるイメージ図】



## 3. 補助金額

現在の補助金限度額は次のとおりです。

①除去費	975,000円
②建設費(購入及び改修を含む)	4,650,000円
③土地購入費	2,060,000円
④敷地造成費	608,000円
<b>合計補助限度額</b>	<b>8,293,000円</b>

ただし、②から④は金融機関からの融資を受けた借入金に相当する額で、年利率 8.5%を限度とします。

## 4. 注意事項

- ・ 危険住宅は解体除去しなければなりません。(宅地としては利用できません。)
- ・ 建設、土地購入、造成に関わる費用は金融機関からの借入が必要です。
- ・ 解体から新築まで単年度で実施する必要があります。
- ・ 補助金申請の手続き等は、建築士事務所の代行が望ましいと思います。

【問い合わせ先: 江津市建築住宅課建築係 TEL52-7490】